

## 高梁川流域「倉敷三斎市」実行細則

### (開催日、時間)

第1条 高梁川流域「倉敷三斎市」の開催日、時間は毎月第3日曜日、午前8時から午前11時とする。但し、高梁川流域「倉敷三斎市」実行委員会（以下、実行委員会）の判断で、開催日、時間を変更することができるものとする。

### (出店許可)

第2条 高梁川流域「倉敷三斎市」へ出店しようとする者は、別紙「高梁川流域『倉敷三斎市』出店申込書」を原則として実行委員会が指定した日迄に必要事項を記入の上、事務局宛て提出し、実行委員会から「高梁川流域『倉敷三斎市』出店許可証」を受けなければならない。

2 出店の際には店舗前面のお客様から見やすい場所に必ず上記「高梁川流域『倉敷三斎市』出店許可証」を掲示すること。

3 出店者は、出店許可・場所を第三者に再貸しをしてはならない。

### (出店料)

第3条 1区画（間口1.8m。奥行き1.8m）3,500円。但し、原則として最大2区画までとし、期日までにこれを支払わなければならない。

2 実行委員会の判断で、出店料を割り引くことができる。

3 既に支払った出店料は返金しない。但し、朝市が開催されなかった場合は、この限りではない。

4 出店料の支払方法、期日については別に定める。

### (販売品目)

第4条 食品の販売にあたって倉敷市保健所の手続きが必要な商品については、これを出店者の責任で行うこと。

### (器材)

第5条 棚・机・椅子・電源・水・テント等の必要な器材は原則として出店者で用意すること。

### (出店の可否、及び出店位置)

第6条 実行委員会で出店の可否、及び出店位置を決定し、その理由については公開しない。

### (出店者の駐車場)

第7条 高梁川流域「倉敷三斎市」への出店者の駐車場は原則として実行委員会が確保するが、その責を実行委員会を負わない。

## 附 則

この細則は、平成17年6月20日から施行する。

2 第3条第1項（出店料）の改正規定は、平成26年9月22日から実施する。

3 第3条第2項（出店料）の改正規定は、平成28年6月14日から実施する。

4 第3条第1項および第2項の改正規定は、令和6年4月1日から実施する。